

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 平成27年度第1回 会議録（要点筆記）

（日 時） 平成27年6月24日（水）午後2時～午後3時45分

（場 所） オフィスワン四条烏丸 2階 会議室3

（出席者）○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員
（50音順）

秋月委員、板垣委員、大西委員、吉田委員

○ 京都府後期高齢者医療広域連合事務局
藤田事務局次長、前田業務課長、四方業務課担当課長
塩野総務課課長補佐、ほか事務局員

（議事の要旨）

1 平成26年度における運用状況の公表について（報告）

情報公開条例第22条及び個人情報保護条例第42条の規定により、平成26年度における各条例の運用状況について、事務局から報告。

2 平成26年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について（報告）

個人情報の目的外提供等に関して、個人情報保護条例第7条及び第8条の規定によりあらかじめ審査会の意見を聞き、事前に承認を受けた例外類型事項の実施状況について、事務局から報告。

【委 員】

例外類型事項による個人情報の目的外利用又は提供事例において、画面閲覧による開示がありますが、具体的にどのような形になりますか。

【事務局】

標準システムの端末が市町村にあり、そちらの画面から必要な情報を確認することを認めるものです。

【委員】

この場合、市町村においてどの範囲まで情報を閲覧したのか、何かこちら側で確認する手段があるんですか。

【事務局】

市町村からの依頼内容を精査し、必要なものか確認した上で許可しており、事後に件数の報告を受けています。

3 個人情報取扱事務について（報告）

当広域連合で取り扱う個人情報については、取り扱う事務の目的、個人情報の内容を明らかにするため、これらの開始、変更、廃止については、条例に基づき審査会に報告している。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行により、標準システムにおいては、被保険者番号、個人宛名番号、世帯番号に加えて新たに管理し、利用することになる個人番号については、個人を識別するための12桁の番号とされる

このように、標準システムで取り扱う個人識別番号が一つ増加するというものであるので、従前どおりの取扱い項目の範囲であり、変更には当たらないと考えていることについて、事務局から報告。

【委員】

個人情報取扱事務の変更届の必要性については、要らないと理解すればいいですか。

【事務局】

変更届といっても、新たに個人番号12ケタを保持するという届を1枚用意するという程度のものです。

やはり新たな番号を取り込むわけですから、手続的に取っておいたほうがいいのではないかという考えもあり、審査会のご意見を聞く中で検討したいと考えています。

次回に見本をご用意します。

4 その他 日本年金機構の個人情報流出について（報告）

日本年金機構の個人情報流出を受け、国から各団体に対し、個人情報の適切な管理、基幹システムのセキュリティ対策の強化等について、通知等が発出された。

当広域連合においては、従前から個人情報保護条例やセキュリティポリシー等に基づき、適切に管理、利用してきたところであり、今後も遺漏のないよう対応していきたい旨、事件の概要と合わせて報告。

【委員】

年金機構の情報流出について、より詳しい情報を把握していますか。

【事務局】

詳細な情報についてはまだ明らかにされていません。

【委員】

当広域連合から個別に年金機構に照会するなどはしていますか。それとも情報提供待ちのような状況ですか。

【事務局】

事務局としても事件の詳細について非常に高い関心を持っていますが、現時点では個別に動いたところで、何も情報が流れてこないと判断しています。

5 特定個人情報保護評価書（PIA）について（審議）

当広域連合ではマイナンバー制度導入にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」第27条第1項の規定により、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の漏えい等のリスクを低減するための適切な対策を取るため、特定個人情報保護評価書（案）を作成したので、事務局から説明。

【委員】

説明の中でもテンプレートという言葉が繰り返されており、まあ横並びでいいだろうという面も一部にあるのは現実としては認めますが、やはり当広域連合として手を尽くしたと言えるためには、技術的な視点での意見も聞いた上で判断したいと考えます。

【事務局】

前半部分の記載内容はほぼ同一ですが、後半部分は広域連合ごとに若干違いがあります。

セキュリティの問題については、お金をかければどこまでもというところがあり、どこまでできるのかと合わせて検討する必要があります。

【委員】

特に後半部分の他との違いがあるとされる箇所について、もう少し整理した上でその理由と合わせて提示してください。それにより審査会としての意見も述べやすくなると考えます。

【事務局】

分かりました。

6 個人情報保護制度の見直しについて（審議）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行により新たに管理し、利用することになる個人番号については、番号法において厳格な保護措置が講じられている。

当広域連合個人情報保護条例について、番号法において画一的な読替規定を設けることができないため、必要な条例改正等の措置を講ずることが番号法で義務付けられており、これらの検討事項と条例改正案について、事務局から説明。

【委員】

是正制度の廃止について、詳しく説明を求めます。

【事務局】

条例制定時に近隣の府や政令市においても制度化されていましたが、当広域連合において利用実績はなく、京都市も今年度から制度を廃止しているものです。

【委員】

基本的に訂正や利用停止の請求で足りるということですか。

【事務局】

また苦情処理もあります。ただ苦情処理で対応するのと、是正制度を残すことの違いは、審査会への報告義務の有無が考えられます。

— 閉会 —